

❖❖❖ 転入者住宅建設等対策事業のお知らせ ❖❖❖

この制度は、朝来市まちづくり計画に基づき、人口の増加及び定着化を図るため、朝来市外から転入して住宅の新築・購入をされた場合に、その資金の一部を市の予算の範囲内で補助する制度です。

1 補助の対象となる住宅

自己の居住の用に供するための住宅を新築・または購入した場合で、次の表に掲げる住宅

補助の対象になるもの		補助の対象にならないもの
専用住宅	床面積 50㎡以上のものであって、かつ、右欄のいずれにも該当しないもの	1 市の区域内に自己所有の住宅を有している方が、建て替える場合又は新たに新築する場合 2 アパート、賃貸住宅等の営業を目的とした住宅 3 個人以外の法人等が取得した住宅 4 持分が2分の1未満の住宅 5 朝来市まちづくり定住促進事業補助金を受けた住宅 6 築後10年以上の住宅
併用住宅	住宅部分の面積割合が2分の1以上のもので、かつ、住居部分の床面積が50㎡以上のもので、更に右欄のいずれにも該当しないもの	

2 今回の補助の対象となる方

平成17年4月1日から平成17年12月31日までの間に、市内で住宅を新築・または購入した朝来市以外からの転入世帯（年間所得の総額が1,200万円以下）で、右の表に掲げる方（当該住宅の所在地において住民基本台帳に記載され、又は外国人登録原票に登録されてから、平成19年1月1日時点において12か月を経過していることが必要です。）

補助の対象になる方	補助の対象にならない方
右欄のいずれの事項にも該当していない世帯主	1 前年度末までにおいて、次の項目に該当する方が世帯構成員の中にいる世帯主 ア 市税に滞納がある。 イ 国民健康保険税に滞納がある。 ウ その他市に係る公共料金に滞納がある。
	2 居住の日から起算して、5年以上前から当該住宅用地を自己の居住用として所有していた方
	3 他市町村に住居登録していた期間が3年間以内で再び朝来市内に転入した方
	4 朝来市まちづくり定住促進事業補助金を受けた方
	5 過去にこの制度による補助金を受けた方

3 補助基準

補助対象限度額	補助率	補助金の額
500万円 (ただし、平成19年1月1日において、当該世帯主若しくはその配偶者が18歳以上40歳未満の場合又は義務教育終了前の子供を有する場合は、借入金限度額は1,000万円とする)	新築又は購入費用の100分の5	左欄に定める対象限度額内において、新築又は購入費用に補助率を乗じて得た額。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 申請の方法等

(1) 申請受付期間

平成19年1月4日（木）から平成19年1月31日（水）まで

(2) 申請場所

都市開発課（市役所本庁舎2階）又は各支所地域振興課備え付けの交付申請書に必要書類を添付のうえ、申請してください。

受付担当者の審査を受けてから提出してください。

(3) 問い合わせ

朝来市役所 都市開発課（TEL 672 - 6127）

5 その他

この制度は、上記のとおり市外から朝来市内に転入された方が対象となります。

転入者以外の方で、住宅を新築・購入された方は「まちづくり定住促進事業」の利子補給の対象となる場合がありますので、詳しくは本紙の平成18年12月号16ページをご覧ください。